

令和2年7月21日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年7月21日
(2) 事業者の氏名又は名称	富士急湘南バス株式会社 (法人番号: 8021001033987) 代表者 志村公聖
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領360 (本社営業所) 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領360
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 10日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	令和元年10月25日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1) 事業計画の事前変更届出違反(道路運送法第15条第3項)、(2) 乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和2年7月28日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年7月28日
(2) 事業者の氏名又は名称	ちばグリーンバス株式会社 (法人番号: 2040001047852) 代表者 勝田佳男
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県佐倉市角来1474-1 (佐倉営業所) 千葉県佐倉市角来1474-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和2年6月22日、労働局からの通知を端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)